

## 平成23年度12月議会一般質問

### 1、 税についての不能欠損処理の考え方について

- ① 町税に対する不能欠損処理が毎年行われているが、過去5年間の不能欠損処理の状況を伺う。
- ② 何故、税を徴収できなかったのか。また、事情によって個別の対応をとられているのかを伺う。
- ③ 時効前に不能欠損する場合の、町の基準はどのようになっているのか。
- ④ 平成22年度の不能欠損処理で時効による不能欠損額489万1千円というのは、少々金額が大きいように思うが、町の見解を伺う。

### 2、 ISO14001について

- ① ISO14001の運用について、過去5年間の費用対効果を伺う。
- ② 取得時には、お起きの効果が見られたが、経年による惰性になっていないか。
- ③ 他の自治体では、更新を取りやめ自己管理に切り替えている所もあるようだが、今後の町の見解を伺う。

まず、税について不能欠損の考え方についてですが、不能欠損処理をする場合、公平性の確保が重要になるはずで

そこで、町税に対する不能欠損処理が毎年行われているが、過去5年間の不能欠損処理の状況を伺う。

(総務部長) 町税の過去5年間の不能欠損処分の実績でございますが、年度ごとの実人数と処分金額を申し上げますと、

平成18年度が139人で、2,031万2千円、

平成19年度が180人で、3,024万9千円、

平成20年度が117人で、1,477万4千円、

平成21年度が97人で、1,943万4千円、

平成22年度が125人で、1,026万4千円

となっております。

なお、年度によって不能欠損処分の金額等に変動がございますが、これは、不能欠損処分を行うにあたりまして、個々の事案について十分な調査を行い、その処理を進めておりますことから、各年度により、その対象者及び金額が増減しているものでございます。

では、何故、不能欠損にしなければいけなかったのか。  
また、事情によって個別の対応をとられているのかを伺う。

(総務部長) 歳入の4割を占める町税の安定的な確保は、本町の施策や事業を実施するうえにおいて必要不可欠であるとともに、納税の公平性や公正性を確保するという観点からも極めて重要であると考えております。

このことから、再三の催告にもかかわらず納税をしていただけない、誠意のない滞納者に対しましては、財産調査を実施し、預金、債権、不動産といった財産の差し押さえや交付要求等の滞納処分を行うなど、厳正かつ公正な滞納整理を進めているところでございます。

しかしながら、現下の厳しい社会経済情勢の中にあつて、現実に納税が困難な方もおられますことから、納税相談において、個々の生活状況等を十分に聞き取りするなかで、分割による納付方法の提示・提案をすることはもとより、財産等の調査、担税力が認められない場合につきましては、関係法令の規定により滞納処分の執行停止を行う等、適正に対応しているところであります。

今の回答のように、今後とも厳正かつ公正な滞納整理を強く要望いたします。

それでは、事項前に不能欠損処理される場合の町の基準はどのようになっているのかを伺う。

(総務部長) まず、地方税法第15条の7第4項では、滞納処分の停止が3年間継続したときに納付・納入の義務が消滅するというものがあり、滞納処分の執行停止後3年が、時効よりも前に到来した場合には、時効以前に不能欠損処分することとなるものでございます。

次に、同条第5項の規定でございます。これは、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合に、直ちに納付・納入義務を消滅させることができますものであります。

なお、平成22年度では、地方税法第15条の7第4項の規定によるものが、実人数48人で461万5千円、同条第5項の規定によるものが、22人で75万8千円、消滅時効が到来した地方税法第18条第1項によるものが、55人で489万1千円となっております。

今の回答の時効による不能欠損額489万1千円というのは、個々の滞納者との相談をされずに消滅時効の5年が到来したと考えてよいのですか、少々金額が大きいように思うが、町の見解を伺う。

(総務部長) 平成22年度の町税にかかる不能欠損処分のうち、地方税法第18条第1項

の規定による、いわゆる消滅時効による不能欠損額は489万1千円となっておりますが、この内の約465万円は、財産調査を行った結果、滞納処分することができる財産がない等、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止中のものとなっております。

これらにつきましては、滞納処分の停止後3年の経過による不能欠損処分、これよりも早く消滅時効が到来したものであり、不能欠損処分にあたりまして、その金額を消滅時効分として形状させていただいたものでございます。

町といたしましては、町税の安定的な確保はもとより、納税の公平性と公正性を確保するという観点から、引き続き厳正かつ公正な滞納整理を進めてまいります。

地方税法第15条の7にもとづく滞納処分の停止中に消滅時効が到来したため、その分を消滅時効分として計上しただけで、ほとんどの税滞納者に対し調査及び税納入の交渉を行ったことは理解できました。

今後とも税の公平性及び公正性を確保して、税金を正しく払っている人が不公平感を持つことがないように要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

国債認証規格のISO14001についてですが、このテーマは私が4年前の平成19年12月議会で一般質問をいたしました。

今月が3年に一度の更新を向かえていることでもありますので、ISO14001をどのように運用されているのか。まず、過去5年間の費用対効果を伺う。

(住民生活部長) 省エネ、省資源への取り組みによりまして、本庁舎内の電気・重油等の使用に伴う経費は、いずれの年もISO導入前の平成13年度を下回っており、過去5年間、平成22年までの間で、約1,120万円の経費が削減できております。

一方、ISO14001の認証を維持するためには、毎年1回の外部審査の受審が必要であり、過去5年間の運用に関する費用は約290万円であります。

それでは、4年前に質問した時には平成14年から18年までの5年間で1,330万円の経費の削減でありました。

このISO14001の効果は平成14年の取得時に大きく表れて、現在は経年による惰性になっていないかを伺う。

(住民生活部長) 研修、内部監査を通して、職員の意識を常に高いレベルで維持することによって、システムがうまく機能し、費用対効果が生まれているものと考えており、今後もシステム運用が惰性とならないよう、努めてまいりたいと考えております。

それでは、平成15年と比較すると地方自治体のISO認証取得件数が半分以下になって

いると言う新聞記事を見たことがあるが、当町は更新を取りやめ、今まで得たノウハウで自己管理に切り替えることは今後考えないのかを伺う。

(住民生活部長) 確かに、昨今外部審査による認証から自己宣言へと移行する自治体もあるのが現状です。

自己宣言に移行する理由として大きいのが、外部審査に要する経費の削減であると聞いておりますが、新たなシステムの構築、そのための人財育成などで、費用の負担が発生することも想定されます。

当町の場合、現在のシステム運用経費は、外部審査費用のみとなっておりますことから、仮に自己宣言に移行したとしても、他の自治体のように、大幅な経費の削減は見込めず、費用面からみて、外部審査をやめ、自己宣言するメリットはあまりないと考えております。

今後、斑鳩町を取り巻く状況が大きく変化した時などは、常に柔軟に対応していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。